

沖縄県のスポーツ振興（観光との連携に係る分野を含む）を
図る行催事の共催等に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるもの並びに公益性が高くスポーツ振興（観光との連携に係る分野を含む）に資すると認められる団体（以下「スポーツ団体等」という。）が行う行催事への沖縄県の共催、後援（以下「共催等」という。）の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

（共催承認の基準）

第2条 県は、県内のスポーツ振興（観光との連携に係る分野を含む）に効果があると認められ、かつ、全県的又はこれに準ずる規模の行催事であって、又は県がその企画若しくは運営に参画し、又はその経費の一部を支出するものについて共催の承認申請があった場合には、次の各号すべてに該当しない場合に限り、これを承認することができる。

- (1) 個人の行催事
- (2) 営利団体が行う営利のみを意図した行催事
- (3) 国又は県の施策及びその実施に反する行催事
- (4) 政治的又は宗教的目的のみを意図した行催事
- (5) 学校教育活動において、不相当と認める行催事
- (6) その他県が不相当と認める行催事

（後援の承認の基準）

第3条 県は、県内のスポーツ振興（観光との連携に係る分野を含む）に効果があると認められる行催事であって、かつ、相当と認められる行催事について後援の承認申請があった場合には、前条の各号すべてに該当しない場合に限り、これを承認することができる。

（承認申請の手続き）

第4条 共催等の承認の申請をしようとする者は、承認申請書（第1号様式）を共催等名義の使用を希望する日（広報等を開始する日）の30日前までに県に提出しなければならない。

2 共催等の承認を申請する予定の行催事が複数ある場合は、行催事一覧（第1号様式の2）を添付し、一括して申請することができる。

(承認の審査及び決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合は、県は第2条又は第3条の基準に基づいて審査し、承認するかどうかを決定するものとする。

2 県は前項の承認をしたときは、当該申請書に対して承認書を交付するものとする。

(共催等の名義)

第6条 行催事の共催等の名義は、沖縄県とする。

(共催等名義使用の取消し)

第7条 県は、第5条に定める承認の決定の後においても承認基準に反する事項が生じた場合は、共催等の名義の使用を取り消すことができる。

(結果報告)

第8条 県の共催等の承認を受けた者は、共催等に係る行催事が終了したときは、行催事終了の日から30日以内に結果報告書(第2号様式)及びその他関係資料を付して、県に提出しなければならない。

(不承認)

第9条 県は、前条の提出物を期限内に提出しない者に対して、今後の共催等の承認をしないことができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に承認した施行日以後の行催事については、第8条に定める結果報告書及びその他関係資料の提出を要する。